（様式第１号）

脳損傷者用

重 度 後 遺 障 害 診 断 書

フ リ ガ ナ		男・女	生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年　月　日
障害者氏名				
住　　所	〒		事故年月日	大正・昭和・平成・令和 年　月　日

下記の①～⑩について、該当する状況を１つ選び、□にレ点を付けて回答して下さい。

① 視力障害	□ 判定不能 □ 皮質盲又は両眼失明 □ 一眼失明・他眼 0.02 以下、又は両眼 0.02 以下 □ 一眼失明・他眼 0.03 以上、又は両眼 0.03 以上
② 運動障害	□ 寝返る、坐る、立つなどの基本的運動が自力でできない □ 移動、衣服着脱などの日常行動に常時介護を要する □ 日常行動に随時介護を要する □ 環境を整えれば家庭内の日常行動は自力でできる、又は運動障害はない
③ 摂食障害	□ 反射的な咀嚼・嚥下運動はあるが、チューブ栄養等が必須である □ 摂食しやすいものを口に入れてやれば摂食できる、チューブ栄養等は不要である □ 摂食しやすい状況を整えてやれば自力で口まで運べるが、介護・監視は必要である □ 摂食しやすい状況を整えてやれば自力で摂食できる、又は摂食障害はない
④ 排泄障害	□ 屎尿失禁、留置カテーテル、摘便、おむつを要する □ 排便・排尿を自分で知らせることもあるが、失禁することが多く常時おむつを要する □ 夜間を除いてほぼ自分で知らせるが、随時おむつを要する □ 時に失禁することがあっても日常生活に重大な支障はない、又は失禁はない
⑤ 認知障害	□ テレビ、他人の動作などにうつろな眼を向けることはあっても、一貫して追視又は注視することはない □ テレビ、他人の動作などにある程度の関心・興味を示し、感情表現が見られる □ 家族、生活必需品などを認識できるが、不正確、不確実である □ 家族、生活必需品はほぼ認識できる、又は認知障害はない
⑥ 言語障害 （意志表示）	□ 意識障害又は言語障害のため、日常生活に必要な意思表示ができない □ 必要最小限の意思表示はできるが、日常生活に常時介護を要する □ やや複雑な意思表示ができるが、日常生活に随時介護を要する □ 意思表示に障害があっても、日常生活に重大な支障はない、又は言語障害はない
⑦ 命令対応障害 （言語理解）	□ 簡単な命令（眼を閉じよ、手を握れなど）にはかろうじて応じる、又は全く応じない □ やや複雑な命令には応じられないことが多く、日常生活に常時介護を要する □ やや複雑な命令に応じるが、日常生活に随時介護を要する □ やや複雑な命令に応じ、日常生活に重大な支障はない、又は命令対応障害はない
⑧ 外傷性てんかん	□ 治療にもかかわらず、意識障害を伴う発作が１日に１回以上ある □ 治療にもかかわらず、意識障害を伴う発作が１週に１回以上ある □ 治療にもかかわらず、意識障害を伴う発作が１か月に１回以上ある □ てんかん発作は、発作型を問わず数か月に１回以下、又は受傷後１回もない
⑨ 外傷性精神障害	□ 精神障害が重度で入院加療を要する □ 精神的興奮、脱抑制などのため、常時監視・介護を要する □ 精神的興奮、脱抑制などのため、随時介護を要する □ 精神的混乱があっても日常生活に重大な支障はない、又は精神障害はない
⑩ その他の心身障害 （介護を要する状態について詳しく記載して下さい）	□ 入院加療を要する □ 常時介護を要する □ 随時介護を要する □ 特記事項なし （　　）

上記のとおり診断します。

令和　　年　　月　　日　　病院又は診療所の名称

所　　在　　地

診療担当科・医師氏名　　科　　㊞

（日本産業規格Ａ列４番）